

宮労基発 0803 第1号
令和5年8月3日

関係団体の長 殿

宮城労働局労働基準部長
(公印省略)

貨物自動車の昇降設備の設置、保護帽の着用等に関する問答について
(労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第
33号) 関係問答)

日頃より、安全衛生行政の推進に御理解御協力賜り、厚く御礼申し上げます。
貨物自動車の昇降設備の設置、保護帽の着用等については、「貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規定の一部を改正する件の施行について」(令和5年3月28日付け基発0328第5号。)により、貴会会員の皆様への周知及び本改正省令等に基づく荷役作業の安全対策の徹底に取り組んでいただきますようお願いしたところですが、今般、これまで厚生労働省に寄せられた問い合わせ及びその回答について、別紙のとおり取りまとめましたので送付いたします。

会員の皆様への周知等、引き続き御協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願いします。

なお、同封いたしましたリーフレット「トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます」は厚生労働省のホームページ
(<https://www.mhlw.go.jp/content/001108427.pdf>)に掲載されていますので御活用してください。

